

加賀市再犯防止推進計画 骨子（案）

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の背景および趣旨

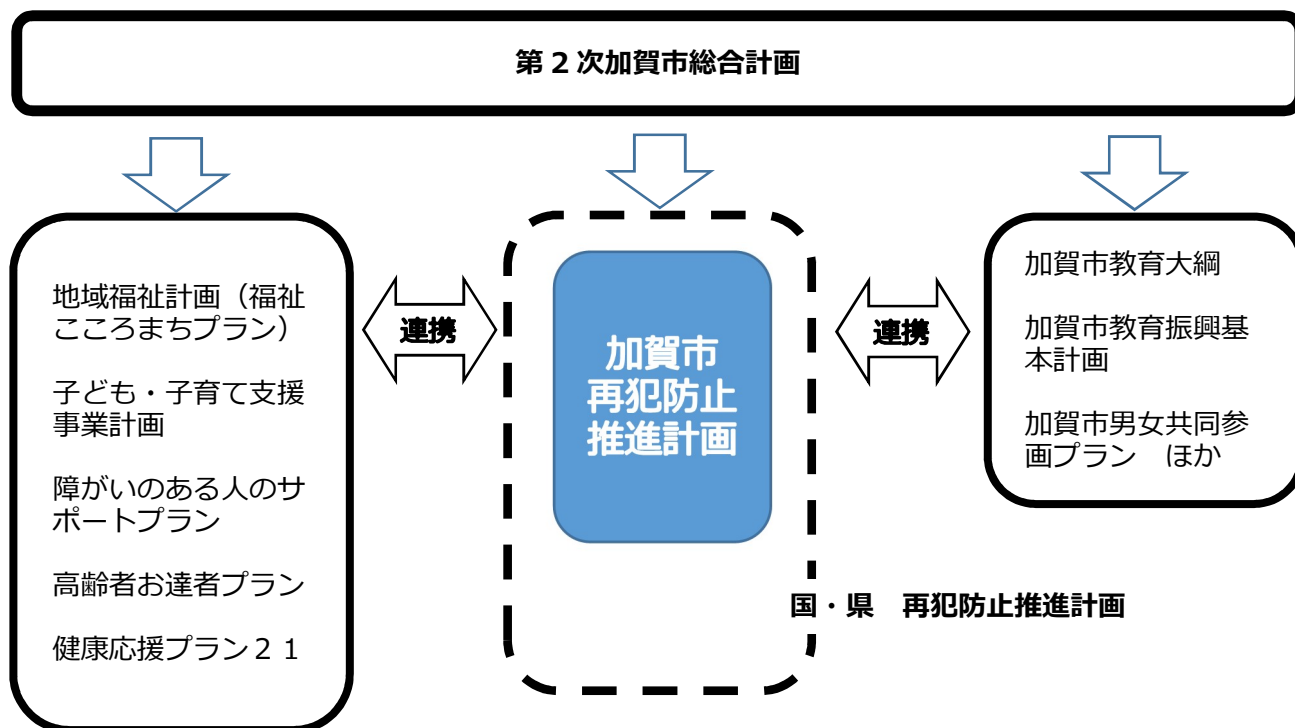
平成28年に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「法」という。）において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。

犯罪をした人の中には、多岐に渡る必要な支援があれば犯罪を繰り返すことなく社会に復帰できる場合が多く、刑事司法の関係機関のみによる取り組みに加え、国、地方公共団体、福祉団体、民間協力者が連携をすることで、息の長い支援をすることが可能となる。

このような状況を踏まえ、本市において再犯防止に関する計画を策定し、地域の実情に応じた再犯防止策を実施することで、犯罪をした人たちが孤立することなく、円滑な社会復帰を支援していくとともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指すものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画にもとづき策定します。また、国や県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「加賀市総合計画」をはじめとする関係計画との連携を図ります。



3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の計画とします。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1. 再犯者数、再犯者率等の推移
2. 入所受刑者の就労状況 等

第3章 計画の基本方針等

1. 基本方針

市民の犯罪被害を防止し、安全・安心して暮らせる社会を実現するため、次章に示す重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援します。そのために、国、県、他の市町や関係団体と連携しながら、再犯防止施策に総合的な視点で取り組みます。

2. 成果指標

第4章・第5章 重点分野と具体的施策

【重点分野1】就労・住居の確保等

犯罪をした人は、就労するにあたって、求職活動に必要な知識・資格を有しておらず円滑に就職活動ができない場合があることや、マナー・対人関係の形成や維持のため必要な能力を身に付けていない、あるいは障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないが就労が難しいといった事情を抱えており、就職後にすぐ離職に至ってしまう場合がある。また、雇用する側である協力雇用主についても登録者の確保が進まず、実際の雇用に結びついていないという現状がある。

加えて、犯罪をした人の住居の確保については大変重要な課題であり、更生保護施設等退所後に、身元引受人がおらず、地域に生活基盤を確保できないことで再犯等に至る人も少なくない。

これらのことから、就労・住居を確保するための取組みは特に重要である。

【重点分野2】福祉・医療サービスの提供

犯罪をした高齢者や障がいのある人に対しては、社会生活上の困難さや支援の必要性の程度、障がいの状況等の把握が十分にできていないため、福祉・医療サービスへ繋げる支援が求められている。

【重点分野3】非行の未然防止と学び直しの支援

学校や地域における非行の未然防止に向けた取組みの強化が求められている。また、犯罪をした人たちが自立して生きていくために必要な知識・技能習得にかかる困難さを解消するために、継続した学びや進学、復学のための支援が必要である。

【重点分野4】犯罪をした人たち一人ひとりの特性に応じた支援の実施

犯罪をした人は、犯罪や非行の内容はもとより、一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況等の特性を的確に把握し、適切な指導及び支援に繋げる必要がある。そのため社会や犯罪動向の変化、各種法改正等を踏まえたアセスメント機能や、支援の継続性を強化し、より効果的に取組を行っていくことが必要である。

【重点分野5】関係機関等との連携強化と広報啓発活動の推進

犯罪をした人を支援する保護司の高齢化やなり手不足など、民間ボランティアが減少傾向にあり、また、地域社会の人間関係の希薄化により、これまでのようなボランティア活動が難しくなっていることから、市民への働きかけや「社会を明るくする運動」が認知されるような広報活動への取組みや関係機関の連携強化が必要である。